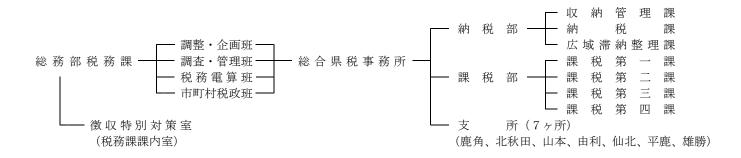
第1 税務機構に関する調

1 税務機構

(平成29年4月1日現在)



# 2 所在地

_ //   /			
○税 務 課 ○徴収特別対策室	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 (本庁舎3階)	電話	税務課 018-860-1123 徴収特別対策室 018-860-1269
○総合県税事務所	〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 (秋田地方総合庁舎1階)	電話	納税部 収納管理課 018-860-3331 "納税 課 018-860-3332 "広域滞納整理課 018-860-3336 課税部課税第一課 018-860-3338 "課税第二課 018-860-3341 "課税第三課 018-860-3337 "課税第四課 018-860-3339
・鹿 角 支 所	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1 (鹿角地域振興局庁舎1階)	電話	0186-23-2328
・北 秋 田 支 所	〒 0 1 7 - 0 8 7 2 大館市片山町三丁目 1 4 - 5 (大館地区総合庁舎)	電話	0186-49-2211
・山 本 支 所	〒016-0815 能代市御指南町1-10 (山本地域振興局庁舎1階)	電話	0185-52-6201
・由 利 支 所	〒015-8515 由利本荘市水林366 (由利地域振興局庁舎1階)	電話	0184-23-4105
・仙 北 支 所	〒 0 1 4 - 0 0 6 2 大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2 (仙北地域振興局庁舎 1 階)	電話	0187-63-5222
・平 鹿 支 所	〒 0 1 3 - 8 5 0 2 横手市旭川一丁目 3 - 4 1 (平鹿地域振興局庁舎 1 階)	電話	0182-32-0595
•雄 勝 支 所	〒 0 1 2 - 0 8 5 7 湯沢市千石町二丁目 1 - 1 0 (雄勝地域振興局庁舎 1 階)	電話	0183-73-3181

## 3 税務事務分掌

(平成29年4月1日現在)

#### ア税務課

#### 調整 • 企画班

- 1 税務事務の総合企画に関すること。
- 2 条例及び規則の制定及び改廃に関すること。
- 3 不服審査及び税務訴訟に関すること。
- 4 税務協議会に関すること。
- 5 税務広報に関すること。
- 6 税務職員研修に関すること。
- 7 税務事務改善に関すること。
- 8 その他課内総務に関すること。
- 9 納貯県連事務局に関すること。

#### 調查 · 管理班

- 1 税務調査業務の進行管理に関すること。
- 2 税収見積及び税収予算及び決算に関すること。
- 3 県税に関する指導及び調査に関すること。
- 4 犯則取締に関すること。
- 5 調定収入に関すること。
- 6 課税状況に関すること。
- 7 税務統計に関すること。
- 8 諸交付金に関すること。
- 9 地方交付税資料に関すること。

#### 税務電算班

- 1 税務総合システムの運用及び維持管理に関すること。
- 2 次期税務総合システムの開発に関すること。
- 3 国税連携システムの運用及び維持管理に関すること。
- 4 電子申告システムの運用及び維持管理に関すること。
- 5 自動車保有関係手続のOSSに関すること。
- 6 マイナンバーに関すること。
- 7 電子申請に関すること。

#### 市町村税政班

- 1 市町村税条例に関すること。
- 2 市町村税課税状況に関すること。
- 3 市町村税徴収実績に関すること。
- 4 市町村税の減収補てんに関すること。
- 5 市町村交(納)付金及び基地交付金に関すること。
- 6 地方特例交付金(市町村分)に関すること。
- 7 普通交付税基準財政収入額(市町村分)の算定及 び検査に関すること。
- 8 秋田県固定資産評価審議会に関すること。
- 9 その他市町村税に関すること。

#### イ 徴収特別対策室

- 1 市町村から依頼を受けた徴収金の滞納処分に関すること。
- 2 市町村の徴収事務の相談及び指導に関すること。
- 3 徴収技術向上のための研修及び研究に関すること。

#### ウ総合県税事務所

#### 納 税 部

#### 収納管理課

- 1 徴収金の管理に関すること。
- 2 徴収金の嘱託及び受託に関すること。
- 3 諸報告及び決算に関すること。
- 4 徴収金の過誤納還付及び充当に関すること。
- 5 県税に係る納期限延長及び徴収猶予に関すること。
- 6 納税奨励に関すること。
- 7 納税証明に関すること。

#### 納税課

- 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関すること。
- 2 納税相談に関すること。

#### 広域滞納整理課

- 1 県外徴収金及び高額徴収金の滞納処分及び欠損に 関すること。
- 2 納税相談に関すること。

#### 課 税 部

#### 課税第一課

- 1 県税(個人県民税、法人県民税、県民税利子割、 県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、個人事業 税及び法人事業税。以下本課において同じ。)の課税 及び減免に関すること。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申 告加算金及び重加算金の決定に関すること。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関すること。

#### 課税第二課

- 1 県税(県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税 及び産業廃棄物税。以下本課において同じ。)の課税 に関すること。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申 告加算金及び重加算金の決定に関すること。
- 3 県税に関する犯則事件の取締りに関すること。

#### 課税第三課

- 1 県税(不動産取得税及び鉱区税。以下本課において同じ。)の課税及び減免に関すること。
- 2 県税に関する犯則事件の取締りに関すること。

#### 課税第四課

- 1 県税(自動車取得税、自動車税及び狩猟税。以下 本課において同じ。)の課税及び減免に関すること。
- 2 県税の更正及び決定並びに過少申告加算金、不申 告加算金及び重加算金の決定に関すること。
- 3 証紙代金収納計器の管理に関すること。
- 4 県税に関する犯則事件の取締りに関すること。 支 所
  - 1 徴収金の滞納処分及び欠損に関すること。
    - 2 納税相談に関すること。
    - 3 納税証明に関すること。
    - 4 課税関係窓口に関すること。

# 4 税務職員数調

## ア職務別人員数

(平成29年4月1日現在 単位:人)

			糸	総 合	県	税	事	務 原	听		
	税務課	納税部	課税部	鹿 角	北秋田 支 所	山 本	由 利支 所	仙 北 支 所	平 鹿 支 所	雄 勝 支 所	計
総務	22	1	-	1	1	1	1	1	1	1	30
課税	_	-	41	-	l	-	-	-	-	_	41
納税	_	21	-	4	5	5	6	7	5	4	57
合計	22	22	41	5	6	6	7	8	6	5	128

- 注 1 税務課職員、総合県税事務所長及び各支所長は「総務」欄に、納税部長は「納税」欄に、課税部長は「課税」欄に掲載した。
  - 2 派遣職員、徴収特別対策室職員(県職員のみ)及び再任用職員を含み、非常勤職員及び臨時職員を除く。

# イ 職員数の推移

			糸	谷 合	県	税	事	務	听		
年度	税務課	納税部	課税部	鹿 角	北秋田 支 所	山 本	由 利支 所	仙 北 支 所	平 鹿 支 所	雄勝支所	計
24	21	22	46	5	7	7	7	7	7	5	134
25	20	21	47	5	7	6	7	7	7	5	132
26	23	21	45	5	7	6	6	7	6	5	131
27	23	22	42	5	6	7	6	7	6	5	129
28	23	21	40	5	7	7	7	7	6	5	128

注 各年度の4月1日現在の人数である。

### ウ 年齢別人員数

(平成29年4月1日現在 単位:人)

	H-1 /4 4/	7 1-7 1						( 1 % 2	フナモハコ		<u> </u>
			糸	答 合	県	税	事	務	折		
	税務課	納税部	課税部	鹿 角	北秋田 支 所	山 本	由 利支 所	仙 末 所	平 鹿 支 所	雄 勝支 所	計
20歳未満											
$20 \sim 24$	2	3	8	1	2	1		2	2	1	22
$25 \sim 29$		3	7	1	1	1	3				16
30 ~ 34	2	1									3
35 ~ 39		1	6	1			1				9
40 ~ 44	3	5	10	1	1		1	2	2	1	26
45 ~ 49	7	3	3		1	1					15
$50 \sim 54$	3	2	4	1	1			2		2	15
55 ~ 59	5	3	2			1	2	1	1	1	16
60歳以上		1	1			2		1	1		6
計	22	22	41	5	6	6	7	8	6	5	128
平均年齢	45.5	41.2	37.4	37.2	35.7	46.2	38.3	44.6	41.8	45.0	40.8

注 1 60歳以上は、再任用職員の人数である。

<sup>2</sup> 総合県税事務所長は、納税部に計上している。

# 秋田さ来てけれ!



©2015秋田県んだッチ